

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人滋宏福社会

令和7年度 事業計画

<法人本部>

1. 基本理念

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目標とします。

2. 基本的な活動方針について

障がいをお持ちの利用者の皆さまの日常生活・社会生活を様々な角度からサポートし、自立した生活実現を目指すと共に個々のニーズに添ったサービス提供に努め、地域から選ばれる施設を目指します。

3. 運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細やかサービスの提供をします。

地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民研修会や行事などを開催し、積極的に地域住民との交流を図ります。

4. 働きやすい職場に

職員体制が安定できるようにしていきます。

新たな処遇改善や加算取得の工夫で職員の賃金面での改善を実施します。

就業規則や労基法にもとづいた働きやすい職場環境を整備します。

職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡大をすすめます。

年次有給休暇の取得率を法人全体で60%以上とします。

定時退勤を推奨し、自身の趣味や自己研鑽などワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

5. 防災計画

BCPに基づき、年に1回の法人全体の防災訓練を実施します。

利用者の生命の安全を保障する事を最優先課題とし、予防管理、災害時の教育、訓練等を計画的に実施します。

- ① 災害訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 火災訓練（屋内消火栓・消火器）
- ④ 通報訓練
- ⑤ 地震訓練

非常食・緊急用食料・懐中電灯・ラジオ等の常備・施設内外の危険個所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底します。

緊急の際、地域住民の方に協力を得られるよう日々呼びかけるとともに、その為の関係づくりに努めます。また、地域の方の避難場所としての提供もおこなっていきます。

6. 人材育成

利用者の尊厳と意向を最大限尊重、利用者本位のサービス提供ができる機能的な組織の整備、専門性と心配りができる職員配置に努めます。人材を人財と考え、法人内での研修を充実させるとともに外部の専門研修への参加や先進事例の研究に努めます。また、新任職員に対しては1日目の座学で理念や虐待防止等の共通研修をおこない、中堅職員の指導によるOJTを中心として必要な技能・知識習得をおこないます。

定期的な部署異動を通じて経験とスキルの多様化を進め、問題解決スキルの高い人材を育成します。

7. 施設整備の推進

施設の修繕・備品の交換など必要な部分については、優先順位をつけながら実施していきます。

主要な設備についてはメーカー等のメンテナンス契約により管理をおこないます。

8. 農園事業について

令和6年度から7年度に掛けて、家屋・農地の購入・寄附により基本財産の増加が見込まれます。家屋につきましては、農作業の休憩場所として活用をおこない、1,619㎡の畑は柑橘類を中心とした果樹園、2,772㎡の田畑については、根菜類及び季節の野菜を植え、利用者工賃アップに繋がります。販売先については、新たに、JA加古川南ファーマーズに野菜等の出荷をおこない、販売拡大をおこなっていきます。

9. 健全な財務

各事業の財務状況を的確につかみ、事業運営の改善につなげるため、月1回の財務会議をおこないます。

- ① 各部門において稼働率・利用人数・利用料などにおいて数値目標の設定とその達成
- ② 利用者と家族の満足度向上に努め、新規利用者の獲得を図る
- ③ 積極的に法人内事業所の紹介など営業をおこなう
- ④ コスト削減・エコ意識の育成
- ⑤ 業務の効率化
- ⑥ 月次決算の確認

等を行い利用者サービスの低下を来たさない範囲において、可能な部分での支出削減に努め無駄のない施設運営を心掛けるとともに、予算の適正配分並びに適正執行に努めます。

<施設入所支援事業>

1. 利用者定員（30名）に対する利用率平均95%以上を目指します。
2. 地域生活移行推進に医療機関や関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を支援し、2名以上を一般住宅または公営住宅への一人暮らし、自宅、グループホーム、高齢者関係の施設等への移行を支援します。
3. 精神障がい者の地域移行を支援するため、空室状況により精神科病院からの受け入れを積極的に努めるとともに、地域生活を送る精神障がい者や知的障がい者の希望や状況に応じ関係機関と相談しながら受け入れをおこないます。
4. 定期的に利用者全員の個別支援会議をおこない一人一人のニーズや課題を整理、共有しストレングスの視点で個々に応じた支援をおこないます。また個々の意思決定支援の結果を個別支援計画（意思決定支援計画）の作成に役立てます。
5. 退所時に生じる入れ替わりのタイムラグを極力少なくできるように前もって精神科病院の特に地域医療連携室とも連携を図り入所希望候補者の面談や体験利用等を早めにおこなっていきます。
6. 感染症や自然災害の業務継続計画（BCP）の研修及び訓練をおこない、それぞれ検証していきます。
7. 感染対策を引き続き継続し職員、入所者の手洗い、手指消毒、マスク着用、毎日の検温、換気等による日々の健康管理をしていきます。

<生活介護事業>

1. 利用者定員（20名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画（意思決定支援）に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談しアセスメントやモニタリングをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 高齢化に伴う身体機能の低下の予防のために、ウォーキングや室内での体操を今後も継続していきます。また個別に筋トレ、ストレッチ、スクワット等を身体機能の維持向上を目指すために個別メニューを立案しプログラム以外の時間におこなっていきます。
4. 好評である「脳トレ」に引き続き取り組み、頭の体操をおこない、認知機能の低下を予防します。また、音楽や体操や、手工芸等活動のバリエーションを増やしていき、限られた範囲内で楽しめる活動を模索し、取り組んでいきます。

<自立訓練（生活訓練）事業>

1. 利用者定員（10名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画（意思決定支援）に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談し、アセスメントやモニタリングをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 地域生活移行を支援するため医療機関・関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を両面支援するとともに服薬管理・金銭管理・整容・家事・食事の用意・就労支援、病気への理解その他、地域に即した社会資源の利用方法等の支援や体験を個別におこないます。
4. 自立を促進するため利用者に提供できる制度やその他の社会資源を紹介しながら、それらを主体的に活用して課題解決に取り組めるようにまた地域生活が定着できるように支援します。
5. 薬や病についての座学や調理の練習、一人暮らしを想定した社会資源の利用の仕方、一人暮らしにどれくらいお金が必要か、困ったときにどこにどう相談するか等を「暮らしについて」のプログラムで学ぶ機会を設けます。

<短期入所事業>

1. 部屋（2室）の稼働率平均80%以上を目指します。
2. 精神科病院に入院中の障がい者の体験入所については病院側とよく相談し受け入れをしていきます。
3. 地域生活の実状に応じ、定期的に利用し安定した地域での生活を継続できるように支援します。
4. 緊急時対応等の受け入れを行政との連携のもと協力体制を構築します。

<就労継続支援B型事業 第1工房>

第1工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこなっています。

1. 就労支援

就労支援・就労機会の拡充に施設外就労、就労継続支援A型の見学等をおこないます。また作業の提供以外に就労準備性等の勉強会など利用者同士で話し合う機会を持つことで1名程度の就労継続支援A型、一般就労、障害者雇用への移行を目指します。業務継続計画を取り入れ継続的なサービス提供をおこなえるようにします。

2. 生活支援

利用者個々の心身の健康状態を常に把握するとともに、日常生活を送るうえで必要な金銭管理や対人関係、余暇活動の相談等を本人やその家族とおこない、仕事をする土台作りおよび自立した地域生活が送れるよう支援します。感染症等への不安に対してのフォローもおこないます。

3. 利用率

定員20名に対する利用率平均95%以上（施設外就労を除く）を目指し、新規利用者の受け入れの他、現在利用している方の体調の安定に向けた関わりに重点を置き、利用日数を増やしていきます。

4. 収益事業

- ・施設内作業：新規作業の開拓、作業内容の見直しをおこない、より難度の高い作業等も積極的に取り組みます。
- ・パン事業：店頭販売は売れ行き、客数等を考慮し、販売する日数や販売個数を調整します。外販についても積極的に開拓をおこないます。
- ・施設外就労：新たな施設外就労先を積極的に開拓していきます。現在おこなっている施設外就労についても、随時見直しをします。

5. 利用者個人と向き合った支援の実施

感染症対策を徹底しながら、利用者それぞれの目指す自立・生活に向けて、本人のニーズをしっかりと聞き支援をおこなっていきます。

<就労定着支援事業>

就労定着支援事業では、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援をおこないます。

1. 就労定着率

面談を行うほか、医療機関や他の就労支援機関等と連携するなど可能な限り利用者全員の就労定着を目指す。離職した場合でも他機関と連携し、フォローをおこないます。

2. 利用者の受け入れ

てらだ就労 B と連携し通常の事業所に雇用された方については、本事業の情報提供をする。また、他の就労移行支援等の事業所からの利用も就労 B 第 1 工房の利用者との合計数が 60 人を超えない範囲で受け入れをおこないます。

3. 支援内容

職業生活上の課題が生じた場合には、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得しサービス終了後も本人の力で仕事を続けていけるよう支援をおこないます。また、利用者の就労の継続を図るため事業所とも相談をおこない、利用者の意向や支援の方向性を共有するとともに事業所の受け入れ態勢への支援もおこないます。

4. 感染症への対応

感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこない、事業所や利用者の必要とするサービス提供に努めます。

<就労継続支援B型事業 第2工房>

第2工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこない、各個人に応じたステップアップを目指します。本工房は、利用者の主たる障がいを知的障がいとし、支援員は手を差し伸べる支援ではなく利用者自らが考え行動できるための支援を共通認識として関わっていきます。

1. 就労支援

作業を通じて利用者が目指す将来や希望に近づけるよう、個別支援計画書に基づきながら支援します。業務継続計画（BCP）を取り入れながら、非常時にも継続的なサービス提供がおこなえるよう備えます。

2. 生活支援

就労支援に加え、特に親亡き後を見据えた利用者の自立・自活の生活支援を目指します。グループホーム等の住まいの場について引き続き検討したいと思えます。

3. 利用率

定員20名に対する利用率平均100%を目指します。たくさんある事業所の中から選んで頂ける施設づくりをおこない、利用者の増加に努めます。

4. 収益事業

積極的に新規作業に取り組み、収益事業の増収に努めます。

- ・施設内就労：作業の見直しをおこない、増収を目指します。
- ・農作業：販売先の見直しをおこない、増収を目指します。
- ・施設外就労：新たな施設外就労を開拓、継続させます。

5. 工賃

利用者の就労意欲の向上に工賃の増額を目指します。

6. 虐待の防止、早期発見・早期対応

虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。虐待チェックリストや研修を活用しながら職員の意識を高め、利用者と職員の双方が楽しく働き続けることが出来る、風通しの良い工房を目指します。

<相談支援事業>

1. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成をおこないます。計画作成にあたっては、利用者の望む生活を丁寧に聞き取り、その生活が実現できるよう必要なサービスや制度の情報を提供します。また、利用者の心身の状態やおかれている環境、解決すべき課題を把握し、それぞれが持つ能力や強みを引き出すことで、その人らしい生活に向けて支援をおこないます。

- ・関係機関との顔の見える関係づくりを進め、より良いチーム支援をおこなえるよう努めます。
- ・事業所内でのケース検討や外部研修への参加により、相談員の知識や支援技術のスキルアップを図ります。
- ・自立支援協議会への参加、市町の基幹相談支援センター等と連携し、地域の相談支援体制の強化や地域づくりに取り組みます。
- ・災害や感染症発生時に備え、業務継続計画（BCP）に基づいた必要な準備や体制づくりに努めます。

2. 指定一般相談支援事業

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所、精神科病院に入院している障がい者が、地域生活に移行するための重点的な相談や支援をおこないます。

利用者が希望する地域での生活へ移行できるよう、利用者・支援者の歩幅を合わせた支援をおこないます。

(2) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保することで、緊急時支援をおこなうことを目的としています。

利用者が安心して地域での生活を続けられるよう、必要な支援体制を整えます。

3. 基本相談支援

障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をおこないます。必要に応じ、障害福祉サービス等関係機関へつなぎます。

相談には丁寧な対応を心がけ、適切な情報提供をおこないます。

<地域活動支援センター事業>

利用者の日中の居場所として、創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、地域の方々との交流を促進し、生きる力を養います。

1. 重点目標

- (1) 利用者が気軽に集え、希望や目標を持ち、自信を持って活動に参加できるよう支援をおこないます。
- (2) 利用者の個性を尊重し、個々の能力を引き出せるようプログラムを工夫します。
- (3) 利用者が仲間作りや憩いの場として穏やかに過ごせるよう、また、安心して生活できるよう相談をおこない必要に応じて関係機関に繋がります。
- (4) 地域の方々に障がいに対する理解を深めてもらえるよう、さまざまなボランティアによるプログラムを実施したり、障がいに関する研修会等を開催し、利用者が地域の中でより生活しやすい環境をつくることに繋がります。

2. 具体的な内容

<自主活動>

ミーティング・手芸・クッキング・掃除・カラオケ・地域住民研修会等

<ボランティアによる活動>

陶芸・茶道・書道・折り紙・ガーデニング等

<日中一時支援事業>

日中一時支援事業では、利用者一人ひとりに合わせた支援が実践していけるよう取り組んでいきます。また、日中一時支援事業の本来の目的である「ご家族の一時的な休息を図れるサービス」として提供ができるように受け入れ体制を確保していきます。

<具体的な取り組みについて>

- ・丁寧な説明や聞き取りをおこないます。
- ・希望に合わせて個々に利用時間を設定します。
- ・自宅までの送迎をおこないます。
- ・利用者の休日の活動場所として受け入れをおこないます。
- ・必要に応じて他の福祉サービスと連携して支援をおこないます。